

# 令和6年度(2024年度) 城陽市学童保育所入所案内

城陽市福祉事務所 子育て支援課 (Tel 56-4035)

## 1 学童保育所の目的

学童保育所は、小学校に就学している児童で、保護者が就業している等の理由により昼間留守家庭となる児童に対して保育を行い、その健全な育成を図ることを目的とする施設です。

## 2 入所要件

学童保育所へ入所申込みできる児童は、児童と同世帯の18歳以上65歳未満の方(昭和34年4月2日～平成18年4月1日生まれ)のいずれもが次の入所要件に該当している場合です。

入 所 要 件	入 所 基 準 等
1. 就労の場合 (自営業、内職及び就労予定の場合も含む)	① 勤務日数が、月15日以上であること。 ② (長期休業中以外) ①かつ帰宅時刻が、午後3時以降であること。※ (長期休業中) ①かつ1日4時間以上の勤務であること。
2. 妊娠・出産の場合 (産休も含む)	妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。 (出産(予定)月の前後2か月)
3. 疾病等の場合	疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。 (ただし、医師が児童の保育を不可能と認めたものに限る。)
4. 介護・看護の場合	長期にわたり疾病の状態にある親族、又は精神若しくは身体に障がいを有する親族を常時介護、又は看護(以下、介護等)していること。 (医師が患者の介護等が必要と認め、介護等の日数が月15日以上で午後3時以降も引き続き介護等のために時間的な拘束を受けること。)
5. 就学の場合	学校に在学している、又は職業訓練を受けていること。 (月15日以上通学し午後3時以降も引き続き学業のために時間的な拘束を受けること。)
6. 求職活動中の場合 (同一年度内に1回限り)	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。 (入所期間は2か月間で、指定する期日までに就労証明書が提出されない場合は退所となります。) * 年度内に再度求職中による入所申込はできません。
7. 育休の場合	育児休業取得中であること。

※夜勤での入所を希望される方は、帰宅時刻等により午後3時以降の家庭保育が困難であること。

\*学童保育所入所基準に適合しているかどうか書類審査及び実態調査等を行います。また、入所の後も必要に応じて書類審査及び実態調査等を行い、学童保育所の入所基準に該当しなくなった場合には、退所となります。

\*学童保育所の利用定員を大幅に超過する場合、受入れができない可能性があります。

## 3 利用学年

全学年

#### 4 開所期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

8月15日・16日のご利用は、別途申込みが必要となります。(P6 参照)

ただし、次の①～⑤の日は閉所します。

- ① 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 年末・年始(12月29日～翌年1月3日)
- ③ 利用見込みが無い土曜日
- ④ 気象警報・気象特別警報発表及び地震発生に伴う臨時閉所日(小学校の休校と同じ)
- ⑤ その他、市長が特に閉所を必要と認めた場合

\*新1年生についても入学式前の4月1日から利用できます。

#### 5 開所時間

通常時	月～金曜日	授業終業後～午後7時
長期休業(夏休み・冬休み・春休み)、 学校休業日及び土曜日	月～金曜日	午前8時30分～午後7時
	土曜日 *届出が必要	午前8時30分～午後7時

##### [保育時間について]

上記表が学童保育所としての保育時間(支援員による保育)です。

土曜日及び長期休業期間中に限り、午前7時30分から午前8時30分までの間、係員(シルバー人材センター)を配置し、保育室を開錠し児童が室内で待機できるようにしていますが、お勤めその他の事情等でやむを得ない場合のみご利用ください。

\*仕事等が終わられましたら、すみやかにお迎えに来てください。

\*午後7時以降はお預かりできません。必ず午後7時までのお迎えを厳守してください。

午後7時以降のお子様のお預かりについては、ファミリー・サポート・センター(Tel0774-56-0230)等にご相談ください。(注:事前に登録が必要です。)

##### [土曜日の利用について]

お勤めその他の事情等でやむを得ない場合のみご利用ください。

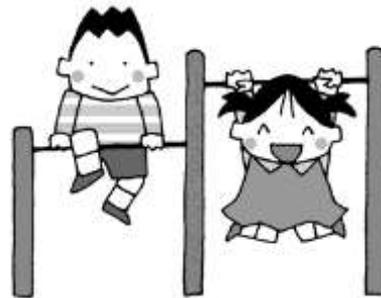
ご利用の場合は、その週の木曜日までに届出が必要です。利用見込みがない場合は、閉所となります。

(注:土曜日が運動会・参観等の場合も同じ扱いです。)

##### [送迎について]

帰宅時の安全確保のため、保護者(申請書の送迎者欄に記入のある方)の送迎を原則とします。

なお、土曜日・長期休業期間中についても保護者による送迎をお願いします。



## 6 入所申請受付期間

当初入所(4月1日入所)受付期間

### 令和6年(2024年) 1月9日(火)～1月31日(水)(厳守)

\*毎月1日と15日が入所日となっています。4月1日入所以降も随時受付をしていますので、入所を希望する日の締切日まで(厳守)に入所申請書・必要書類を提出してください。(下表参照)

\*入所申請書を提出後、事情により取り下げたい場合は、原則入所を希望する日の締切日までに申し出てください。なお、4月1日入所の場合は、3月15日(金)までとなります。

	入所日	申請書等提出締切日	入所日	申請書等提出締切日
4月	1日	令和6年 1月31日(水)	15日	3月29日(金)
5月	1日	4月15日(月)	15日	4月24日(水)
6月	1日	5月17日(金)	15日	5月31日(金)
7月	1日	6月14日(金)	15日(夏休期間)	☆6月21日(金)
8月	1日	7月17日(水)	15日	7月30日(火)
9月	1日	8月16日(金)	15日	8月30日(金)
10月	1日	9月11日(水)	15日	9月27日(金)
11月	1日	10月17日(木)	15日	10月30日(水)
12月	1日	11月15日(金)	15日(冬休期間)	11月29日(金)
1月	1日	12月13日(金)	15日	12月24日(火)
2月	1日	令和7年 1月17日(金)	15日	1月30日(木)
3月	1日	2月13日(木)	15日(春休期間)	☆★2月21日(金)

### 注

☆夏休み及び春休み入所は提出締切日が早いのでご注意ください。

### 意

★春休み期間の入所で翌年度4月1日以降もご利用される場合は、翌年度の4月1日入所の申込みも必要となりますので、間に合うように別途申し込んでください。



## 7 入所の手続き

\* 城陽市学童保育所入所申請書(減免申請書、スポーツ安全保険料を含む。)に保護者(父母等)の方全員の必要書類を添付し、市役所子育て支援課又は各学童保育所に提出してください。

受付場所	受付時間	備考
城陽市役所 子育て支援課	8:30~17:00	新1年生及び初めて入所される方は、原則市役所子育て支援課にご提出ください
各学童保育所	18:00~19:00	長期休業は 8:30~、通常時は 13:00~開所していますが できる限り左記時間内にご提出ください

\* 18歳以上65歳未満の同世帯の方は下表の提出書類は不要ですが、該当する入所要件を入所申請書の該当欄に番号で記入してください。

\* 土曜日に各学童保育所に提出する場合には、提出される学童保育所に前日までにご連絡いただきますようお願いいたします(各学童保育所連絡先は 8 ページに掲載)。

\* 入所申請書及び各証明書は、市役所子育て支援課又は各学童保育所にあります。

### ≪ 必要書類 ≫

	入所要件	証明書	証明書の発行者等
①	就労・育休 (会社員・公務員・パート従業員)	就労証明書	勤務先
②	就労(自営)	就労状況申告書 自営の証明書類の写し(※)	(※)確定申告書、開業届・事業開始届・事業請負契約書等
③	就労(農業)	耕作証明書	農業委員会の委員、農家組合長
④	就労(内職)	内職証明書	内職の発注事業者
⑤	妊娠・出産	母子健康手帳のコピー (母の氏名と分娩予定日がわかるページ)	
⑥	疾病等	診断書(市独自の様式)	医師
⑦	介護・看護	診断書(市独自の様式) 民生児童委員証明書 (別居介護者介護の旨の証明書)	医師(被介護者) 民生児童委員
⑧	就学	在学証明書 通学日数と時間がわかる書類 (カリキュラム・時間割等)	教育機関
⑨	求職活動中	誓約書	

### \* 証明書について

令和6年度保育所等入所申込や令和5年度に実施しました保育所等就労調査で既に上記の添付書類を提出されていて、変更がない場合は省略できることがありますのでその旨を申し出てください。  
(ただし、令和5年10月以降の証明日であること。)

## 8 入所の決定

提出書類を審査のうえ、条件を満たしている場合は入所となります。後日、保護者宛に文書で通知します。

\* 4月1日入所の場合は3月上旬までに通知します。

## 9 保育料

児童1人当たり月額7,600円です。

\*納付期限は毎月月末です。お支払いに便利な口座振替をご利用ください。

口座登録がない場合は、毎月20日頃ご自宅に納入通知書を送付します。

\*下記に該当する方は、減免申請書を記入提出することにより、減免を受けることができます。

減免世帯	保育料(月額)	必要添付書類(減免申請を行う場合)
A 父子・母子家庭	0円	児童扶養手当の認定を受けていない方は民生児童委員証明書等が必要 *児童扶養手当の認定を受けており、職権確認に同意する方は不要です。
B 生活保護世帯	0円	不要
C 前年度分市区町村民税が課税されていない世帯	0円	令和5年1月1日時点で、城陽市に住民票がなかった方は、保護者(父母等)の方全員の令和5年度(令和4年分所得)市区町村民税課税証明書が必要 *令和5年1月1日に住んでいた市区町村で発行されます(有料) *個人番号(いわゆるマイナンバー)による課税証明書の省略はできませんので、お手数ですがご了承ください。 *令和5年1月1日時点で、城陽市に住民票のあった方は不要です。
D 前年分の所得税が非課税である世帯	2,000円	・保護者(父母等)の方全員の令和5年分所得税の源泉徴収票(写しでも可) ・確定申告されている場合は令和5年分の確定申告の写し又は所得税の納税証明書 *住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除等の税額控除は適用せず、控除前の金額で算定します。
E 前年分の所得税額が世帯で3万円未満	4,000円	*平成25年分所得税より、復興特別所得税が課税されていますが、学童保育所保育料の減免算定に係る所得税額には、復興特別所得税分は含めずに算定します。
F 同一世帯で2人以上が学童保育所に入所しており、その第2子以降	3,800円 (上記の減免を受けた世帯の場合は減免後の1/2の金額)	不要
G その他	市長が必要と認める額	

\*A～Eの順で減免となります。

\*入所後、1日も利用が無かった場合でも、保育料の納入は必要です。

\*15日からの途中入所及び15日での途中退所の場合、保育料は半額となります。

\*減免申請は減免を希望する年度の年度末までが提出締切日となります。

\*提出していただいた書類等の審査の後、所得税が変更となった場合、4月に遡って減免を取り消し、保育料を追加徴収することがあります。

(例)年内に複数の事業所等に勤めていたり転職されたりした場合等、年末調整が完了していない源泉徴収票を提出されていた場合、税額が確定した時点で4月まで遡り保育料が追加徴収となる場合があります。

## 10 途中退所について

毎月「15日」と「月末」に退所することができます。

途中退所される時は、退所する日の締切日までに退所届を市役所子育て支援課又は各学童保育所に提出してください(用紙は市役所子育て支援課・各学童保育所にあります。)

※締切日を過ぎますと保育料が掛かりますのでご注意ください。

※申請書記載の退所日で退所される場合、退所届を提出する必要はありません。

	退所日	退所届提出締切日	退所日	退所届提出締切日
4月	15日	令和6年 4月 5日(金)	30日	4月22日(月)
5月	15日	5月 7日(火)	31日	5月23日(木)
6月	15日	6月 7日(金)	30日	6月21日(金)
7月	15日	7月 5日(金)	31日	7月23日(火)
8月	15日	8月 7日(水)	31日	8月23日(金)
9月	15日	9月 6日(金)	30日	9月20日(金)
10月	15日	10月 7日(月)	31日	10月23日(水)
11月	15日	11月 7日(木)	30日	11月22日(金)
12月	15日	12月 6日(金)	31日	12月20日(金)
1月	15日	令和7年 1月 7日(火)	31日	1月23日(木)
2月	15日	2月 7日(金)	28日	2月20日(木)
3月	15日	3月 7日(金)	-	-

## 11 8月15日・16日の開所について

8月15日・16日にご利用いただくためには、別途申込みが必要となります。

利用申込書については、市役所子育て支援課又は各学童保育所にあります。

利用申込期間	令和6年(2024年)7月1日(月)～7月30日(火)(厳守)
利用申込書提出場所	市役所子育て支援課、各学童保育所
開所場所	10学童保育所中1学童保育所のみの開所となります。 令和6年度に開所する学童保育所については、上記利用申込期間中にお問合せください
開所時間	午前8時30分から午後7時00分

\*午前7時30分から午前8時30分までの間は、係員(シルバー人材センター)の配置となり、保育室を開錠し児童が室内で待機できるようにしていますが、お勤めその他の事情等でやむを得ない場合のみご利用ください。

### ○留意事項

\*お送りの際には、児童の健康状況や保育上特に配慮が必要な点などをお伺いさせていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

\*開所学童保育所以外の児童については、保育中名札を着用していただきます。(当日、支援員から児童に配付します。)

\*お迎えの際には、児童の安全のため「迎えに来られる保護者等の本人確認書類(運転免許証等の公的な写真付証明書。)」を提示していただいたうえで、児童をお引き渡すこととなります。

## 12 その他

- \*入所後、保護者会が「保護者会費」及び「おやつ代等」を徴収します。
- \*学童保育所のご利用(出欠連絡等)にあたっては、学童保育所ICTシステム「コドモン」をご利用ください。お持ちのスマートフォン等でご利用可能ですが、通信料等は各自でご負担いただきます。

## 13 スポーツ安全保険について

※下記内容が保険会社により変更された場合は、別途内容をお知らせします

学童保育所は、学校の管理下にある施設ではありませんので、市の管理に瑕疵がない限りお子様の一般的な事故によるけが等に対して補償できません。

この保険は、学童保育所での活動中や往復途上の傷害事故および賠償責任を負う事故を補償するものです。万が一の場合に備え、スポーツ安全保険(賠償責任保険付き)への加入をお願いします。

### ◎ 保険料 1人年額 800円

\*保険料の日割はできません。

### ◎ 期 間 入所日～令和7年3月31日(月)まで

\*学童保育所を年度途中で退所され、年度内に再度入所した場合でも保険は有効です。

### ◎ 納付先 「入所申請時」に、城陽市役所子育て支援課又は各学童保育所に納付

\*おつりのないようお願いします。

### ◎ 傷害保険の給付

事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が対象となります。

ただし、通院保険金の支払い日数は、30日が限度となります。

1. 死亡保険金(最高3,000万円)・後遺障害保険金(最高4,500万円)
2. 入院保険金 1日につき4,000円(定額)\*180日限度
3. 通院保険金 1日につき1,500円(定額)\*30日限度

<保険金が支払われない場合>

学童保育所の管理下でない活動、通常の往復経路外での事故は対象外となります。

また、故意や地震等の自然災害によるもの等も対象外となります。

### ◎ 賠償責任保険

#### 1. 賠償責任保険の限度額

対人・対物賠償合算・・・1事故5億円(免責 0円)但し、対人賠償は1人1億円

#### 2. 対象となる損害

学童保育所の管理下における活動中や、通常の学童保育所への往復経路中で、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

#### 3. 損害賠償保険が支払われない場合

故意や心神喪失、天災などに起因する賠償責任については保険金が支払われない場合があります。

### ◎ 保険金請求について

事故が起きた場合、学童保育所より事故報告書を提出し、事故内容を保険会社に報告します。その後、保険会社より保護者の方に保険金の請求に必要な書類一式が送付されますので必要な手続きを行ってください。

## 14 お問い合わせ先

学童保育所に関する内容でご不明な点については下記までお問い合わせください。

城陽市役所 子育て支援課 ☎0774-56-4035 📠0774-56-4060

✉kosodate@city.joyo.lg.jp ※ メールには必ず件名の入力をお願いします。

学童保育所	電話・FAX	学童保育所	電話・FAX
久津川学童保育所	53-3900	寺田南学童保育所	54-0707
古川学童保育所	54-2487	寺田西学童保育所	54-2584
久世学童保育所	55-4577	今池学童保育所	54-2956
深谷学童保育所	54-2485	富野学童保育所	54-2955
寺田学童保育所	52-4366	青谷学童保育所	54-2486